

第3期教育課程部会の審議の状況について（案）

1. 教育課程部会の審議の経過	1
2. 教育基本法改正を踏まえた検討	2
3. 教育内容の改善	4
(1) 各学校段階の教育内容の改善	4
(2) 各教科等の教育内容の改善	7
4. 教育課程の枠組みの改善	10
(1) 指導方法の改善	10
(2) 授業時数の在り方と学校、家庭及び地域の役割分担と連携	10
(3) 高等学校の必履修科目の在り方	12
5. 学校教育の質の保証のためのシステムの構築	13

1. 教育課程部会の審議の経過

- 平成17年2月に文部科学大臣から、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう要請があった（別添1「文部科学大臣あいさつ（抜粋）教育課程の基準全体の見直しについて」）。教育課程部会においては同年4月から検討に着手し、平成18年2月に学習指導要領の改訂の基本的な考え方や理念、教育内容の改善の方向性等をまとめた「審議経過報告」を公表した（別添2）。
- 3月には、外国語専門部会から、小学校における英語教育についての審議の状況に関して報告（別添3「小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）」）を受けた。
- 平成18年4月以降は、審議経過報告で示した改善の方向性をより具体的に検討するために、小・中・高等学校の各部会を設置し、それぞれの学校段階の改善について審議を行うとともに、専門部会において各教科等ごとに検討した。

教育課程部会においては、その検討状況について同年7月から9月にかけて9回にわたって報告を受け、教育課程全体を見渡した総括的な立場から審議を行った（別添4「各教科等の現状と課題、改善の方向性（検討素案）」）。
- これらの審議を通じ、教育課程部会を 回、小・中・高等学校の部会を11回、各教科等の専門部会を124回にわたって開催した。その間、有識者や学校団体等からヒアリングを実施するとともに、審議経過報告等について意見募集を行い、審議の参考にしてきたところである。

2. 教育基本法改正を踏まえた検討

- 中央教育審議会は、平成15年3月に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申を行い、教育基本法改正の必要性や具体的な改正の方向について提言した。教育課程部会においては、同答申の提言事項も踏まえつつ審議を行ってきた。
- 政府は、同答申を踏まえ、与党における調整等を経て、平成18年4月28日に国会に教育基本法案を提出した。同法案は、衆議院及び参議院を通じ約190時間の審議を経て成立し、同年12月22日に公布・施行された。

(改訂の基本的な考え方との関係)

- この教育基本法改正を踏まえた検討については、教育基本法に教育の目標（第2条）や義務教育の目的（第5条第2項）が規定されたことを踏まえ、これらの規定と教育課程部会で議論してきた学習指導要領の改訂の基本的な考え方との関係を整理する必要があるとの意見が出されている。
- 教育課程部会では、~~「生きる力」~~を実社会とのかかわりの中で、「生きる力」をより具体化し発展させるという観点から、「人間力」という考え方を用いて検討を行っている。審議経過報告では、その構成要素の例として、
 - ・ 主体性・自律性
(例) 自己理解（自尊）・自己責任（自律）、健康増進、意思決定、将来設計
 - ・ 自己と他者との関係
(例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
 - ・ 個人と社会との関係
(例) 責任・権利・勤労、社会・文化・自然理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決に整理できるのではないかとの検討状況を示した議論が行われてきた。
その上で、社会的な自立（主体性・自律性）や社会参画（自己と他者、個人と社会との関係）を促す方法として言葉を重視し、体験を充実することが必要との観点で検討を行っている。

- 教育基本法では新たに教育の目標・目的として、「社会において自立的に生きる基礎を培」(第5条第2項)うことや「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(第2条第3号) ~~すること~~などが規定された。これらは学習指導要領の改訂の基本的な考え方として社会的な自立や社会参画を重視するとの教育課程部会の議論と軌を一にしている。

このため、今後、このような基本的な考え方を前提に、例えば、納税や勤労の義務や法についての理解など社会的な自立や社会参画の促進のために必要な教育内容について、さらに具体的な検討を深める必要がある。

(具体的な教育内容の改善)

- 教育基本法の国会審議においては、次のような課題について学習指導要領の改訂によって学校教育における指導を充実すべきとの質疑が行われた(別添5「教育基本法改正に関する国会審議における主な議論例(学習指導要領関係)」)。

基礎学力の定着、国語力の育成、理数教育、情報教育、道徳教育、職業観・勤労観の育成、生命を尊重する態度の育成、体験活動、環境教育、伝統文化に関する教育、我が国と郷土を愛する態度の育成、宗教教育 等

- また、国会審議では、いじめを原因とする自殺の問題に関連して、規範意識の確立や生命尊重の態度の育成の充実が、高等学校の必修科目の未履修の問題については、高校生に必要な知識と教養とは何かという観点からの学習指導要領の見直しの必要性がそれぞれ議論された。

- これらの課題については、国語力の育成や理数教育の充実など既に教育課程部会において具体的に検討を行っているものも多いが、例えば、国際関係の緊密化・複雑化の中で、宗教に関する知識の一層の理解が必要との観点から、中学校の社会科における世界の各地域における宗教の特色や宗教の社会生活における役割に関する指導の充実など今後さらに検討することが必要なものもある。

3. 教育内容の改善

(1) 各学校段階の教育内容の改善

- 小・中・高等学校の各部会においては、学習指導要領の改訂の基本的な考え方である言葉や体験などの学習や生活の基盤づくりをそれぞれの学校段階でどのように図るかといった観点のほか、発達の段階に応じた指導の重視などについて検討を行った。

(小学校)

- 中学年までは体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習といった工夫による読み・書き・計算の能力の育成を重視し、中学年から高学年にかけて以降は、体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・実験・観察による思考や理解を重視といった発達の段階に応じた教育課程編成や指導の工夫が必要である。
- このような工夫の中で、小学校段階では、低・中学年においては、朗読、漢字の読み書き、古典の暗唱などに取り組み、高学年からは読解力の育成などを重視してはどうかとの意見があった。また、規範意識や道徳的な判断の育成についても、小学校の各学年でここまでは育てたいといった系統性や見通しが必要との意見が出された。
- 体験活動については、当該活動の価値付けや意味付けなど事後指導を適切に行うことが必要である、すべてを学校のみで行うのではなく、土曜日などに学校と家庭、地域が協力して実施することも考える必要があるとの意見があった。
- 特に、幼児教育と小学校の円滑な接続の観点では、①幼児教育では、規範意識の確立などに向けた集団とのかかわりに関する内容や小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような経験の充実が、②小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の育成、教科の学習への円滑な移行などが重要といった議論を行った。

(中学校)

- 中学校段階については、増加する教育内容に適切に適応するためにはすべての教科にわたって学習スキル（方法）をしっかりと身に付けさせることが重要である、公の場での説明や討論に必要なコミュニケーション能力の育成は国語以外の教科で取り組むことが有効といった意見があった。

また、選択教科に加え総合的な学習の時間が導入され教育課程が複雑化していることから、必修教科の時間を充実させることが適当との意見が大勢であった。

- 中学校はがはじめなど多くの教育課題を抱えており、そのことを踏まえた検討が必要との意見があった。特に~~るなか~~、生徒が順調に中学校生活をスタートさせることができるよう小学校と中学校の円滑な接続を図ることは極めて重要である。このため、小学校段階では、高学年における教科担任制などを検討するとともに、中学校教育においては、単元に応じて小学校段階の教育内容を重複して指導するといった工夫や教員の相互交流の一層の促進が求められる。

(高等学校)

- 高等学校段階に関しては、生徒の実態は多様化しているが、国民的な教育機関としての共通性は何かという議論が行われた。

自ら将来の進路を決定させることを目標とする高等学校段階では、生徒の社会的自立を促すという観点を踏まえ、実生活との関連をもって学ぶことや知識・技能を活用すること、コミュニケーション能力や論理性、想像力の育成、歴史や文化への理解を深めること、人間としての生き方や人生論を議論し考えさせること、キャリア教育（勤労観・職業観を育成する教育）、市民生活や職業生活を営んでいくための基本を学ぶことなどが重要といった議論を行った。

- このような観点から高等学校における必修科目についても検討が行われた。生徒の実態の多様化に応じて教育課程を柔軟に編成することを可能とするため、必修科目を同一教科の複数の科目の中から選択することができる「選択必修」の考え方が適当との意見が多かった一方で、高等学校教育としての共通の内容を充実すべきとの意見もあった。

- なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、義務教育の内容を十分身に付けていない生徒については高等学校でそれを補うべき、中学校までの道徳教育との接続

の観点から高等学校の公民科の充実を図ることが必要、中学校での職場体験と一貫性・連続性を持ったキャリア教育が必要との議論があった。

- また、高等学校の教育内容は大学入試に大きな影響を受けるため、常に入試制度を改善していく視点が大切であるとの意見があった。
- 専門高校における職業教育に関しては、産業教育専門部会において、産業社会や生徒の意識の変化に対応した教育内容の改善等について検討を行っている。

(特別支援学校)

○ 本年4月からは盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度として特別支援学校が創設されるなど特別支援教育を推進するための制度改正がなされる。

○ 特別支援教育については、特別支援教育専門部会において、社会の変化、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等に対応するための特別支援学校における教育内容の改善等について検討している。

(幼稚園)

○ 昨年10月に教育及び保育を一体的に提供する「認定こども園」が制度として創設されるなど幼児教育に関しては大きな制度改正がなされたところである。

○ このような状況の中で、幼稚園教育については、幼稚園教育専門部会において、小学校との円滑な接続の観点からの教育内容の改善や幼稚園における子育て支援や預かり保育の充実等について検討している。

○ 以上が、学校段階に応じた教育内容の改善に関する検討状況である。学校段階の間の円滑な接続を図るためにも、課題を次の学校段階に先送りするのではなく、それぞれの学校段階でその教育目的を達成するように努めることが重要との意見があった。

なお、高等学校の必修科目の在り方など個別の教科の検討と相俟ってなお議論を深めなければならない(後述)。その上で、小・中・高等学校の教育内容の体系性や一貫

性を分かりやすく示す工夫が必要である。

(2) 各教科等の教育内容の改善

- 各教科等の教育内容については、審議経過報告を踏まえて専門部会で検討を行った上で教育課程部会において審議を行った。
- 基礎的・基本的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成する具体的な方策を示すことが必要である。
- すなわち、①基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることを基本とする。②こうした理解・定着を基礎として、知識・技能を実際に活用する力の育成を重視する。さらに、③この活用する力を基礎として、実際に課題を探究する活動を行うことで、自ら学び自ら考える力を高めることが必要である。~~指導に当たっては、学ばせて（習得させて）、考えさせる（活用・探究させる）ことが基本であり、このような過程を各教科等に即して具体的に検討している。~~
- 基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着については、実生活との関連やその後の学習の基盤としても重要な事項を重視し、具体的には例えば、次のような検討を行っている。
 - ① 国語の美しい表現やリズムを身に付けるといった観点から小学校における易しい古文や漢文の音読や暗唱を重視、漢字指導の充実（国語）
 - ② 都道府県や世界の主な国々の位置と名称などの確実な習得（社会）
 - ③ 学年間等で反復（スパイラル）する教育課程を構成することによる計算能力などの確実な習得（算数・数学）
 - ④ エネルギー、粒子、生命、地球などの科学の基本的な見方や概念を柱とした教育内容の充実（理科）
 - ⑤ 文法指導や習得すべき語彙数の充実（外国語英語）
- 同時に、これらの知識を活用し、探究型の学習へと発展させる観点から、これまで必ずしも具体的な過程が明確ではなかった思考力や表現力の育成などを各教科において相互に関連付けながら図る具体的な方法を、例えば次のように検討している。

- ① 日常生活に必要とされる技能としての対話、記録、要約、説明、感想などの言語活動を発達の段階に応じ体系的・継続的に指導、読書活動を充実（国語）
 - ② 言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを用いて説明・表現する指導の充実（算数・数学）
 - ③ 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から考察・説明・探究を充実するとともに、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実（理科）
- 創造性をはぐくむ学習体験の充実（音楽、図画工作、美術等）やものづくりを支える能力や技能の育成（技術・家庭等）について各教科ごとに具体的な検討を行っている。
また、生涯を通じて自らの健康を管理し改善していくこと（保健）、運動やスポーツに親しむこと、~~体づくり運動などを通じた体力の~~向上（体育）~~などの健やかな体の育成の具体的な方法についても検討を行っているも重要である。~~
- また、~~道徳や特別活動をはじめ学校教育活動全体を通じ、どのように豊かな心の育成を図るか~~について~~は~~も、例えば次のような検討を行っている。
- ① 善悪の判断など基本的な道徳的価値観の形成（小学校）から道徳的価値に関する討論や法に関する学習、キャリア教育などを通じた人間としての生き方の指導の徹底（中学校）へと学校段階ごとに道徳の指導の特色を明確化
 - ② 集団宿泊活動（小学校）、職場体験活動（中学校）、社会奉仕体験活動（高等学校）といった道徳性の育成に資する体験活動を推進（道徳、特別活動等）
- 小学校低学年に配当されている生活科については、幼児教育との連携、科学的な見方・考え方の基礎を養う、安全指導、生命の尊さを実感させるための動植物の飼育・栽培に関する指導を充実することが必要である。
- 小学校中学年から高等学校に至るまで置かれている総合的な学習の時間に関しては、学校によるばらつきなどの実施上の課題があることや教育課程全体の中で習得・活用・探究の比重を見直す必要がある。このため、教科や道徳、特別活動などとの関係を見直しつつ、授業時数についても見直しを検討する必要がある。
- 同時に、①学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなど育てたい力の視点を例示したり、②小学校では地域の文化や伝統に関する学習活動、中学校では仕事や自己の将来を考える学習活動といった学習活動を例示したりするなどにより、内容の実質化を図るとともに、優れた事例の情報提供やコーデ

ィネーターの育成などの支援策を充実することが必要である。

- 前述のとおり教育基本法改正等を踏まえた検討が必要である。例えば、
 - ① 生命を尊ぶとともに、いじめを許さないといった規範意識の確立の根底となる道徳教育の内容・形式両面にわたる見直し（道徳）
 - ② 国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で必要な我が国の伝統、文化を受け止めそれを継承・発展するための教育の充実（国語、社会、音楽、美術等）
 - ③ 宗教に関する教育の充実（社会）
 - ④ 情報教育（国語、技術・家庭、情報等）の推進 などについてさらに検討を深める必要がある。

- また、食育（家庭、保健等）や安全教育、適切な性教育（保健等）などについて保健体育を中心に各教科等を通して~~で~~取り組むべき内容をも検討する必要がある。

- なお、理数教育については、審議経過報告は国際的な教育課程比較なども参考にしながらその充実を図ることが必要としている。また、例えば、生命科学などの近年急速に発展した内容を考慮して教育内容を見直す必要があるとしている。

このため、教育内容の具体的な検討に当たっては、学問研究や社会的な人材需要の動向をも考慮し、先端分野での研究者の協力を得るなどの工夫が必要である。

- 小学校段階の英語教育の在り方については、中・高等学校までを見通して、検討を進めることが重要である。中学校の英語教育を前倒しするのではなく、小学校期にふさわしい国際理解や活動コミュニケーションなどの活動を通じて、言葉への自覚を促し、幅広い言語力や国際感覚の基盤を培うことができるよう各学校で共通に指導する内容をさらに具体的・専門的に検討することが求められる。

- また、言語力の育成や体験活動の充実のための具体的な方途や道筋についても教科等を横断した検討を集中的に行い、各教科等の具体的な改善方策を導くことが必要である。

4. 教育課程の枠組みの改善

(1) 指導方法の改善

- 審議経過報告では、指導方法の改善の観点から、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導の充実や特に小学校低学年の段階での学習の習慣付けのための工夫、宿題や予習復習を適切に課すことによる家庭と連携した学習習慣の確立などを提言したたている。
- 前述のとおり、習得型の教育と探究型の教育の両方を総合的に育成するに当たっては、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることが基本である。教育基本法に規定する社会的な自立や社会参画のためには、これらの基礎的・基本的な知識・技能に関する指導の徹底が重要不可欠であることを改めて強調したい。

(2) 授業時数の在り方と学校、家庭及び地域の役割分担と連携

- 審議経過報告は、国語力や理数教育については充実が必要であり、全体の見直しの中で、授業時数の在り方についても具体的に検討する必要があるとしている。3の(2)で示したとおり、現在、このような観点から、国語や算数・数学、理科について内容を充実する方向で具体的な検討を行っている。
- これらの教科については、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、知識・技能を活用して考えさせる授業を展開する必要がある。
特に、今回は、国語において対話、記録、要約、説明、感想などの言語活動を発達の段階に応じ体系的・継続的に指導したり、算数・数学で言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを用いて説明・表現する指導を行ったりするなど、知識・技能を活用し考える過程を教育課程において具体的に示すことを検討している。
このような「考えるための時間」が必要不可欠であるとの意見があった。
- また、理科において、自然事象や科学的な概念についての体験的・実感的な理解を深めるためには、観察・実験や自然体験、科学的な体験の充実のための時間や条件整備が必要との意見があった。

- このように、国語力の育成や理数教育、英語教育の充実の観点から必要な時間数を確保すべきとの意見が多いことを受けてが、具体的にどのように見直すかについてはさらに検討を深める必要がある。
- この場合、1週間当たりの授業時数の見直し、朝の10分間などを活用して行われている読書活動、音読、計算といったドリル学習の時間の授業時数への計上、長期休業日の活用などの具体的な方途について、子どもや学校の実態等を踏まえて検討することが求められる。
- これに関連して、我が国の授業日数は実態として約200日と国際的な状況と同水準となっているが、学習指導要領上、総授業時数とは別に、年間35週（小学校第1学年は34週）以上にわたって授業を計画すると定めている規定を、各地域の実態に応じた柔軟な教育課程編成の観点から見直すべきとの意見も出されている。
- 他方、学校教育に対しては、国語力の育成や理数教育、英語教育の充実だけでなく、前述のとおり、道徳教育、職業観・勤労観の育成、体験活動、環境教育、伝統文化に関する教育など充実が求められている課題は多岐にわたっている。
このため、まず、時代の変化等により共通に指導する意義が乏しくなった内容の見直しが必要である。その上で、授業時間や教職員定数などの教育条件には限りがある資源は有限であり、その有効な活用ることを考慮するとともに、社会的な自立や社会参画の促進といった教育の目標の達成の観点からも、すべてを学校で抱え込むのではなく、学校の教育活動と家庭や地域、企業、NPOなど学校外における教育活動との役割を明確にした上で、それぞれの分担と連携を具体的に推進することが必要である。
- このような観点から、例えば、地域等の協力を得ながら行う就業体験や体験活動を、総合的な学習の時間として、学期中あるいは長期休業期間中に一定期間（例えば、1週間（5日間）程度）にわたって連続して行うことなどが考えられるとの意見があった。
- また、平成19年度予算案においては「放課後子どもプラン」が計上され、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備を政府として行うことが構想されている。このような学校外の活動については、公的な主体の認定などを受けることにより、学校教育活動と同様の活動とみなし、学校や教員の負担を大きく増加させることなく、子どもの学習や体験活動の機会の質・量両面にわたる充実を図ることが考えられる。そのためには、

学校や教育委員会等が子どもに学習や体験活動の機会を提供する学校外の活動との連携を積極的に行うことが必要である。また、教育課程外の学校教育活動と位置付けられている部活動についてはも、その役割の重要性に鑑み、上記のような観点をも踏まえた検討が求められる。

なお、将来的には子どもに対する学習や体験活動の提供についての教育委員会等の責任を明確化することや、民間団体等による学習や体験活動の提供などの取組を奨励する仕組みの構築などについて制度的に検討することが必要である。――

○ また、少子高齢化等の人口構造の変化の中で、充実した教育活動を行うための学校規模の在り方等についても検討する必要がある。

○ さらに、学校や教員が教科等の指導をはじめとした~~と~~いた本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、審議経過報告でも指摘したように事務負担の軽減が不可欠である。教員給与の改善の観点から行われた教員の勤務実態調査など具体的なデータを踏まえた改善が必要である。

(3) 高等学校の必修科目の在り方

○ 前述のとおり、高等学校の必修科目については、高等学校部会においても、現在の選択必修の考え方を維持すべきという考え方と高等学校教育としての共通の内容を充実すべきとの意見が出されている。

○ 前述のとおり、必修科目の在り方については、未履修問題に関連して国会審議でも指摘がなされた。大学入試の実態に合わせて必修科目を見直すことは本末転倒であるが、高校生にとって最低限必要な知識と教養とは何かという観点から必修科目を見直すことが求められる。

○ このように必修科目について教科や科目の範囲といった幅の広さについて検討を深める必要があることは勿論であるが、同時に、その履修や単位修得の水准确保についても併せて検討しなければならない。高等学校教育の水準を確保するとともに、高校生が目標をもって学習に取り組むことができるといった観点からさらに審議を深める必要がある。

5. 学校教育の質の保証のためのシステムの構築

- 審議経過報告においては、学校教育の質の保証のためのシステムの構築の観点から、
 - ① 学習指導要領における到達目標の明確化
 - ② 情報提供その他の基盤整備の充実
 - ③ 教育課程編成実施に関する現場主義の重視
 - ④ 教育成果の適切な評価
 - ⑤ 評価を踏まえた教育活動の改善を提言した~~て~~いる。

(到達目標の明確化)

- 審議経過報告を踏まえた審議においては、①の到達目標の明確化について、義務教育修了の段階で、すべての子どもが必ず身に付けるべき項目の例を分かりやすく示す、これらの項目が身に付いていない子どもに対しては、履修する学年を超えてでも補充指導等により習得を目指す、生活習慣や学習習慣など家庭や社会における取組みを求める内容を含むものとし、学習指導要領とは別に、義務教育の質の保証を図るものとして示すといった方向の議論がなされた。
- その上で、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着に関する項目、「自ら学び自ら考える力」の育成に関する項目、豊かな心の育成に関する項目、健やかな体の育成に関する項目のそれぞれにわたって項目例等を検討しているが、知識・技能については目標を示しやすいが、それ以外の心や体に関する部分は抽象的な理念として示さざるを得ないといった意見が出されている。
- 到達目標の在り方については、後述の学習評価の在り方とともに、集中的に検討を行い、教育課程部会における審議を深めることが必要である。

(情報提供その他の基盤整備の充実)

- 教育基本法において家庭教育の規定（第10条）が置かれたことも踏まえ、学習指導要領が規定する教育内容や、学校段階や学年ごとの関連や体系を、教師だけではなく家

庭や社会に向けて分かりやすく情報発信することが極めて重要であるとの意見があった。また、学校や教育委員会等も家庭や地域に対して教育課程に関する情報提供を積極的にを行い、その特色を明らかにする工夫が必要である。

- また、学習指導要領の改訂についての学校において十分な理解のもとが図られた上で、学校や教師の創意工夫を活かした教育活動のが改善がなされるためには、責任をもって改訂の背景や内容を説明できる教育課程部会の委員等を中心に、実際に教壇に立つ教師をはじめとした関係者や広く社会に対して、積極的に可能な限り直接説明をするといった努力が必要である。

-
- 教育基本法第9条は教員の使命や職責、待遇の適正等に加え、教員の養成と研修の充実等について新たに規定している。意欲を持った優秀な人材が、教師という職業に魅力を感じ、教職に就くようになるためには、教育条件の整備とともに、教員養成や研修の改善が求められる。特に、教師の研修等を通じた指導力の向上にあたっては、優れた指導方法の共有化などについて具体的に検討する必要がある。

- さらに、特に主たる教材として重要な役割を果たす教科書については、その質・量両面での充実が求められる。子どもが学習内容について十分に理解を深め、基礎・基本を確実に身に付けられるよう工夫され、かつ、特色ある教科書が提供されるための具体的な検討が必要である。

(教育課程編成実施に関する現場主義の重視)

- 学習指導要領は、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準である。このような学習指導要領が国として全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために必要な役割を果たしつつ、同時に、子どもの実態や学校段階の特性などに応じた各学校の教育課程の編成実施上の工夫を生かすための具体的な仕組みについての検討を深める必要がある。

-
- また、現場主義の重視には、子どもの実態に応じた効果的な教育課程の編成や実施を可能とする学校のマネジメントの確立が不可欠であり、このような観点からの検討も必要である。
-

○ なお、今後、教育課程部会においても各学校における特色ある取組や実践などを十分参考にしながらか審議を深めることが重要である。

(教育成果の適切な評価)

○ 子どもの学習評価については、多面的・多角的な評価を確保する、読解力など知識の活用や探究についての評価も重視する、評価者の負担を軽減するといった観点から到達目標の在り方と併せて、集中的に検討を行い、教育課程部会における審議を深めることが必要である。 __

—
(評価を踏まえた教育活動の改善)

—
○ 平成19年度からすべての児童生徒の学習到達度を把握するための全国学力・学習状況調査が実施される。教育成果についての様々な評価は、教師の指導方法の改善や教育条件の整備など教育活動の改善に資するように活用され、教育の質の向上が図られることに重要な意味がある。